

国指定浅间鸟兽保护区
浅间特别保护地区
指定計画書

平成 23 年 11 月 1 日

環境省

1 国指定鳥獣保護区の概要

(1) 国指定特別保護地区の名称

浅間特別保護地区

(2) 国指定特別保護地区の区域

浅間鳥獣保護区のうち群馬県吾妻郡嬭恋村所在の国有林吾妻森林計画区 221 林班の区域

(3) 国指定特別保護地区の存続期間

平成 23 年 11 月 1 日から平成 33 年 10 月 31 日（10 年間）

(4) 国指定鳥獣保護区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高 1,540～2,500m の地域で、国指定浅間鳥獣保護区の中心的な箇所位置し、上信越高原国立公園の指定を受け、良好な自然環境が維持されている。特に、浅間山の北斜面は火山の噴出物による荒地になっている。この荒地は採餌場所として、黒斑山北西面のシラビソーオオシラビソ群落等亜高山帯自然植生は生息及び繁殖の場として、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧 I B 類のイヌワシを始めとする猛禽類にとって極めて重要な区域となっている。

このように、当該区域は浅間鳥獣保護区の中でも特に重要なイヌワシ等の猛禽類の生息環境であることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 国指定特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

- 1) 行動圏が広域に及ぶイヌワシ等の猛禽類を始め、生息する多様な鳥獣相を保護するとともに、地域の生物多様性の確保に資するよう適切な管理に努める。
- 2) 各種被害対策、外来種による当該地域の生態系へのかく乱への対応及び野生鳥獣の生息環境の整備を含む関係機関、地元自治体等との連携を図りつつ適正な保全対策を講ずる。特に、特定鳥獣保護管理計画に基づく各種対策が適正かつ円滑に進められるよう各団体と協力していく。
- 3) ゴミの不法投棄等による生息地への影響を防止するため、現場巡視や地域住民等

と連携協力した普及啓発に取り組む。

3 国指定特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
総面積 947 ha

内 訳

ア 形態別内訳

林野	947 ha
農耕地	— ha
水面	— ha
その他	— ha

イ 所有者別内訳

国有地 947 ha

国有林	林野庁所管 947 ha	制限林地 946 ha	保安林 946ha 砂防林 — ha
		普通林地 1 ha	
国有林以外の国有地はなし		都道府県有地 — ha	
地方公共団体有地	— ha	市町村有地 — ha	
私有地	— ha		
公有地水面	— ha		

ウ 他の法令（条例を含む）による規制区域

自然公園法による地域（上信越高原国立公園）

特別保護地区	720 ha
特別地域	16 ha
普通地域	211 ha
計	947 ha

文化財保護法による地域 — ha

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 国指定特別保護地区の位置

当該地域は、浅間山の北斜面及び黒斑山北西面の標高 1,540~2,500m の群馬県側に位置する国有林となっている箇所である。

イ 地形、地質等

浅間山の北斜面は火山の噴出物及び溶岩が広く分布する荒地、黒斑山は溶岩壁及び溶岩流が見られ、カンラン石を含む普通輝石、紫蘇輝石安山岩等からなっている。

ウ 植生

浅間山の北斜面は火山活動の影響も受けた自然裸地や風衝草原でコメススキ、イタドリ等が生育している。黒斑山の北西面にはシラビソ・オオシラビソ群落等亜高山帯自然植生が分布している。

エ 動物

絶滅危惧 I B 類に指定されているイヌワシを始めとする猛禽類、アマツバメ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

別表のとおり。

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

なし

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 32 条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律第 32 条の規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

(1) 特別保護地区制札 3 基

生息する鳥獣類
ア. 鳥類

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
タカ	タカ	●	イヌワシ	IB
フクロウ	フクロウ	●	フクロウ	
ハト	ハト	○●	キジバト	
カッコウ	カッコウ	○●	ジュウイチ	
		○●	カッコウ	
		○●	ホトギス	
ヨタカ	ヨタカ	●	ヨタカ	
アマツバメ	アマツバメ	●	アマツバメ	
キツツキ	キツツキ	●	アカゲラ	
スズメ	ツバメ		イワツバメ	
	セキレイ	●	キセキレイ	
		○●	ビンズイ	
	ミソサザイ	○●	ミソサザイ	
	イワヒバリ	●	カヤクグリ	
	ツグミ		コマドリ	
		○●	ルリビタキ	
		○●	アカハラ	
ウグイス		●	ウグイス	
		○●	メボソムシクイ	
		●	キクイタダキ	
シジュウカラ		●	コガラ	
		○●	ヒガラ	
	メジロ	●	メジロ	
ホオジロ		●	ホオジロ	
		●	アオジ	
アトリ		●	カワラヒワ	
		○	マヒワ	
		●	ウソ	
カラス		●	カケス	
		●	ホシガラス	
8目	18科		30種	

イ. 獣類

目	科	生息状況	種または亜種	種の指定等
食肉	クマ	●	ツキノワグマ	
		●	キツネ	
	イタチ	●	テン	
偶蹄	ウシ	●	ニホンカモシカ	国天
2目	3科		4種	

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(平成14年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠る。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
 国天: 国指定天然記念物
 環境省レッドリスト(平成18年改訂)
 CR: 絶滅危惧ⅠA類、EN: 絶滅危惧ⅠB類、VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
 NT: 準絶滅危惧種、DD: 情報不足、LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
 国内: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
 国際: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は繁殖確認、○印は、当該地域で一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により、特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。